

会則について

生涯学習団体の届出に必要な会則の内容は、次の1～8の項目を全て含めたものになります。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 団体の名称および事務局の所在地 | 5 役員等（代表・副代表等） |
| 2 目的（地域での文化・スポーツに関する活動を目的としている） | 6 会議 |
| 3 活動内容 | 7 会計（入会金・会費・会計年度等）
会費なしの場合、必要経費についての説明書きが必要です。 |
| 4 会員の条件 | 8 施行年月日（団体発足年月日、会則改正年月日） |

会則 作成例

- 1 (名称・所在地)
第1条 本会は 会と称し、事務局を練馬区 町 丁目 番号に置く。
- 2 (目的)
第2条 本会は を通じて会員の の向上と親睦を図ることを目的とする。
- 3 (活動内容)
第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) の練習。
(2) 大会への参加。
(3) その他前条の目的を達成するために必要な活動。
- 4 (会員の権利と義務)
第4条 会員は 会の活動に自由に参加できる権利を有する。
- (入会の資格)
第5条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。
- (代表者とその権限)
第6条 代表者は 会を代表し、会務を統括する。
- 5 (役員)
第7条 本会に次の役員を置く。
代表、副代表 名、会計 名、会計監査 名。
- (役員の選出と任期)
第8条 役員は、会員の中からの互選により、任期は 年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 (総会・役員会)
第9条 総会・役員会は次のとおり活動する。
(1) 本会は、年 回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
事業計画 予算・決算 会則改正 その他必要事項
(2) 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。
- 7 (会費等)
第10条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。
入会金は 円、会費は月 円とする。
- (会計年度)
第11条 本会の会計年度は、毎年 月 日から 月 日までとする。
- 8 (会計報告)
第12条 本会の会計報告は、毎年 月に行う。
〔付則〕 この会則は、 年 月 日から施行する。

事務局の所在地は代表者宅・会員宅・勤務先のいずれかにしてください。
(PTAは除く)

会費なしの団体は、下記のような説明書きが必要です。
例) 本会の活動経費については必要に応じて頭割りとする。